て自ら設計・製作し、設備機能全体を保証することである。また、設備の一部単体装置・機器として使用する製品で、一体設備として必要となるシステムの設計を自社で行い、製作仕様等を示し他社に外注する製品（委託生産品・ＯＭＥ生産品）については、自社製品として扱う。

② 同種工事とは、ダム用水門扉製作据付工事とする。なお、工事規模は扉体面積が68㎡以上とする。また、当該実績が各地方農政局の発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評価点合計が入札説明書に示す点数未満のものは、施工実績として認めないものとする。

⑹ 保守管理体制については、工事完成、引渡し後においても会社組織（同系列会社のサービス組織含む）に、設備、製品に対する保守サービス体制が、迅速に対応できる範囲に整備されていること。

⑺ 技術提案等が適正であること。技術提案の提出にあたっては、入札説明書に示す全ての条件を満足する内容であること。この技術提案が適正と認められない場合で標準案に基づいて施工する意志がある場合、また、標準案に基づいて施工しようとする場合は、入札説明書に示す様式により標準案に基づいて施工する意志を記載し提出すること。

⑻ 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できる者であること。配置予定技術者については、必ずしも一人の技術者である必要はなく、工場製作・現場据付時で別の技術者を配置しても差し支えないものとする。

① 配置予定技術者の専任制については、次のとおりとする。

ア 工場製作については、専任制を義務付けない。

イ 現場据付については、専任制を義務付ける。

ウ 工場製作担当者は現場据付工事における担当技術者（現場代理人、主任技術者以外も可）として従事すること。ただし、常駐する必要はない。

② 配置予定技術者の資格については、次のとおりとする。

ア 現地据付については、

ａ 監理技術者（監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有す者）

㈀ １級国家資格者（土木施工管理技士、建築施工管理技士）

㈁ 技術士（建設部門：選択科目・鋼構造及びコンクリート）

㈂ １級建築士

㈃ 国土交通大臣特別認定者

ｂ 主任技術者

㈀ １級国家資格者（土木施工管理技士、建築施工管理技士）

㈁ 技術士（建設部門：選択科目・鋼構造及びコンクリート）

㈂ １級建築士

㈃ 指定学科を卒業後、①高等学校（旧実業高校を含む）５年以上、②高等専門学校（旧専門学校を含む）３年以上、③大学（旧大学を含む）３年以上、ゲート設備工事の実務経験を有する者

㈄ 10年以上、ゲート設備工事の実務経験を有する者

イ 工場製作については、資格は問わない。

③ 配置予定技術者の施工経験

ア 平成９年４月１日以降に元請けとして自ら製作・据付し、完成・引渡しが完了した上記⑸に掲げる工事規模の施工経験を有する者であること。なお、経常建設共同企業体にあっては、同種工事の経験を有している１人の監理（主任）技術者について記載することで足りる。

イ 工場製作については、一元的な管理体制（ISO9000s等認証取得業者又は工場総括責任者の品質管理証明書の添付等）のもとで行われる場合は、工場製作に係わる経験は問わないものとし、現場据付工事の実績のみとする。

⑼ 本工事に経常建設共同企業体として資料を提出した場合、その構成員は単体として資料を提出することができない。

⑽ 申請書の提出期限の日から開札時までの期間に、九州農政局長から九州農政局工事請負契約指名停止等措置要領（平成15年９月１日付け15九総第412号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑾ 上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者（受託者が設計共同体である場合においては、当該設計共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑿ 農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について（平成19年12月７日付け19経第1314号大臣官房経理課長通知）に基づき、警察当局から、部局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⒀ 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。（基準に該当する者の全てが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）

① 資本関係　次のいずれかに該当する２者の場合

ア 親会社と子会社の関係にある場合

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

② 人的関係　次のいずれかに該当する２者の場合

ア 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

イ 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合、その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

３ 総合評価方式に関する事項

⑴ 評価項目

① 施工体制（品質確保の実効性、施工体制確保の確実性）

② 技術提案

③ ヒアリング

⑵ 総合評価の方法

① 「標準点」を100点とし、「施工体制評価点」の最高点を30点、「加算点（技術提案）」の最高点を40点、「加算点（ヒアリング）」の最高点を10点とする。

② 「施工体制評価点」の算出方法は、技術資料の内容に応じ、上記３の⑴評価項目①施工体制（品質確保の実効性、施工体制確保の確実性）の評価を行い、施工体制評価点を与える。

③ 「加算点（技術提案）」の算出方法は、上記３の⑴の評価項目（技術提案）について評価した結果、得られた「評価点数」が入札参加者の「評価点数の合計値」のうち最も高い者に40点、その他の者は「評価点数の合計値」に応じ按分して求められる点数を与える。また、「加算点（ヒアリング）」については配置予定技術者へのヒアリング結果に応じて、得られた「評価点数」を加算点として与える。

④ 価格と価格以外の要素を総合的に評価する総合評価落札方式は、入札参加者の「標準点」と「施工体制評価点」、「加算点」の合計を入札参加者の入札価格で除して得た数値（{標準点＋施工体制評価点＋加算点}／入札価格、以下「評価値」という。）により行う。

⑤ 施工体制評価点の評価結果が低いものに対しては、「加算点」についても減じる措置を行う。

⑶ 落札者の決定方法

① 入札参加者の「評価値」の最も高い者を落札者とする。

なお、落札の条件は、次のとおりとする。

ア 入札価格が、予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。

イ 技術提案が発注者の予定している最低限の要求要件を下回らないこと。また、「評価値」が、標準点を予定価格で除した数値（「基準評価値」）を下回らないこと。ただし、落札者となるべき者の「評価値」によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の